

多子世帯学校給食費補助制度に関する Q&A (1/3)

◆ 申請・手続きについて

Q1. 申請書の宛名は世帯主宛だったが、妻（夫）名義の口座で申請してよいか。

A1. 当補助金は世帯主以外の保護者（配偶者）が申請することもできます（**委任状の提出は不要となりました。**）。この場合も、申請者と振込先（口座名義人）は一致している必要がありますのでご注意ください。

なお、住民票上、対象の児童生徒と親子関係が確認できない方が申請される場合は、児童生徒と関係が分かる戸籍の証明などの書類が必要となる場合があります。詳しくは補助金担当までお問合せください（補助金担当：電話 03-3908-9295）。

Q2. 補助金の申請期限が過ぎてしまった。遅れて申請することはできるか。

A2. 申請期限を過ぎても申請することができます。ただし、当初の申請期限を過ぎてからの申請は、**申請した月*の1日以降の給食費が補助金の対象となります。**

※申請した月とは、区に申請書が到着した際の封筒の消印で、該当月を判断しています（窓口の場合は、受領日。）。申請書記載の日付ではありませんのでご注意ください。

Q3. 北区に転入予定だが、どのように申請すればよいか。

A3. 区民事務所での転入手続き後、対象と思われる方には、約1か月で申請書類を郵送します。この場合、教育委員会が指定した期限内に手続きを行えば、北区立小・中学校の就学日以降の給食費が補助の対象となります。

Q4. 年度当初は北区に住んでいたが、申請書が送られてくる前に転出した場合、どのように申請すればよいか。

A4. 7月上旬、国内への転出の場合は、転出先の住所に申請書類を郵送します。海外転出の場合は、国内の最終住所地に郵送します。この場合、北区にお住まいの期間の給食費が補助金額の対象となります。

Q5. 転出する予定だが、何か必要な手続きはあるか。

A5. 北区にいた期間の給食費が補助対象となります。学校に給食費の納入を確認後、補助金の支給手続きを行いますので、担当までご連絡ください。また、振込先の口座を解約しないようご注意ください。

Q6. ゆうちょ銀行に振込を希望する場合、店名・口座番号はどのように記載すべきか。

A6. 通帳の表紙をめくり、ページの下部に記載の口座情報をご参照ください。金融機関コード（9900）、店名（漢数字3文字）、支店コード（店番3桁）、口座番号（7桁）を記載してください。通帳に記載がない場合は、お手数ですがご連絡ください。

多子世帯学校給食費補助制度に関する Q&A (2/3)

◆ 対象について

- Q7. 社会人の第1子がいて、第2子は北区立小学校に通っている場合は対象になるか。
- A7. 住民票が同一世帯内であれば、第1子の年齢制限及び収入制限はありませんので、第2子が補助金の交付対象となります。
- Q8. 就学援助や生活保護を受けている場合は補助されるか。
- A8. 就学援助や生活保護は援助費や保護費の中で給食費を支給されているため、当補助金は支給されません。なお、就学奨励費等で給食費の一部給付を受けている場合には、その額が補助対象外となります。(例) 第3子が就学奨励費を受けている場合は、半額が補助されます。
- Q9. 就学援助の認定を受けていたが、年度途中で認定取消された場合は、当制度の対象となるか。
- A9. 就学援助の認定取消された日以降の給食費が補助対象となります。区教育委員会から申請書等をお送りいたします。
- Q10. 北区に住んでいたが、現在は近接の区(市)に引っ越し、子どもは北区立の学校に通って給食費を払っている。補助の対象になるか。
- A10. この補助制度は北区独自の制度で北区にお住まいの保護者が対象となります。他自治体にお住まいの保護者については対象外となります。
- Q11. 区外の学校で寮生活をしている子がいるが、その子は補助対象になるか。また、その子の弟(妹)は第2子と数えてもらえるのか。
- A11. 補助対象は北区立小・中学校に通っている児童生徒です。また、住民票で同一世帯にいない兄弟姉妹は、原則、補助金算定での人数に数えることができません。ただし、やむを得ない事由により別世帯で、当該年度末時点で20歳未満であり、かつ、保護者の扶養に入っているお子さんは、人数に含めることができます。担当までご相談ください。
- Q12. 事情があり、配偶者と子が別世帯にいる。私が給食費を払っているが補助金を受けられるか。
- A12. 原則、別世帯の保護者様は住民票で親子関係を確認することができないため、補助金を受け取ることができません。お子様と同一世帯の保護者様に補助金を支給することができますので、同一世帯内の保護者の方が申請してください。単身赴任などで住民票が別の方も同様です。特段のご事情がある方は担当までご相談ください。
- Q13. 日本と海外を行き来しており、3人の子どものうち、1人目と2人目が海外在住、3人目が親と一緒に日本にいて区立小学校に通っている。3人目の子どもは補助を受けられるか。
- A13. 第1子と第2子は住民票が無く、同一生計を確認することができませんので、補助の対象外です。海外で病気療養中であるなど、特段のご事情がある場合は担当までご相談ください。

多子世帯学校給食費補助制度に関する Q&A (3/3)

◆ 補助金額について

Q14. アレルギーのため、学校に支払っている給食費が他の人と金額が違うが、補助されるか。

A14. 学校に納めている給食費を上限に、補助金額を算定します。

Q15. 主にインターナショナルスクールに通っているが、北区立小学校にも通っており、給食費を支払っている場合も補助されるか。

A15. 北区立の学校に納めた給食費を上限に、補助金額を算定します。なお、インターナショナルスクールやフリースクールでの給食は北区立の学校ではありませんので補助対象外となります。

Q16. 第2子が双子の場合、補助金は2人とも半額になるのか。

A16. 双子のお子様については、住民票の記載で判断します。

- 同一世帯内の2人目、3人目のお子様が双子の場合、2人目は半額、3人目が全額補助対象となります。
- 同一世帯内の1人目、2人目のお子様が双子の場合、2人目が半額補助対象となります。

◆ 補助金の支給について

Q17. 補助金はどんな名義で入金されるか。

A17. 「ガッコウシエンカホジョキン」名義で入金されます。

Q18. 補助金を子どもの口座に振り込むことはできるか。

A18. できません。振り込みについては、保護者の方への補助のため、保護者の口座に限られます。

Q19. 口座が旧姓のものしかない。旧姓でも補助金をもらえるか。

A19. 住民票上確認できない旧姓の口座で補助金を受け取ることはできません。申請者と口座名義人のお名前が同一である必要があります。ただし、金融機関により、住民票のお名前と旧姓（旧氏）が併記されており、住民票のお名前での振り込みが可能な場合は、そのまま受け取ることができます。旧姓の口座しかお持ちでない方は、住民票表記の口座をご用意ください。

Q20. 事情により給食費を遅れて払っている。補助金はもらえるか。

A20. 当補助金は、給食費を納めた方への補助です。学校の期限どおりに納めていない場合は、後からお支払いがあっても補助金をお支払いすることができない場合があります。

申請先・お問い合わせ先

北区教育委員会事務局 学校支援課保健給食係
〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 1階4番窓口
☎ 03-3908-9295 補助金担当 (平日9:00~17:00)